

離婚届

1 必要書類 ★は用紙が当事務所にあることを示すものです。

○日本人間の離婚

- ・離婚届書 ★（注1） 2通又は3通（注2）
 - ・戸籍謄本 1通
 - ・当事者双方又は一方の旅券 提示
- （以下は北マリアナ諸島の方式により離婚したときの必要書類）
- ・裁判所の最終判決文 2通
 - ・上記判決文の和訳文 2通

○日本人と外国人間の離婚

- ・離婚届書 ★ 2通
- ・日本国籍者の戸籍謄本 1通
- ・裁判所の最終判決文 1通
- ・上記判決文の和訳文 1通
- ・日本国籍者の旅券 提示

（注1）協議離婚の場合は、成人の証人2名が必要となります。

（注2）新本籍を設ける場合により通数が異なりますので、窓口までお尋ねください。

2 離婚届に関連して、次のような届出ができます。

（1）離婚の際に称していた氏を称する届

日本人同士の離婚の場合で、婚姻時に氏を変更した人が、離婚後も婚姻中の氏を使用したい時は「離婚の際に称していた氏を称する届」を離婚後3ヶ月以内に提出してください。必要書類は当事務所までお問い合わせください。

（2）外国人との離婚による氏の変更届

届出により外国人配偶者の氏（戸籍上カタカナ表記）に変更した日本国籍者が離婚した場合、確定後3カ月以内に届出を行うことにより元の氏に戻すことができます。必要書類は当事務所までお問い合わせください。